

吸收合併契約書

一般社団法人広島県畜産協会（以下「甲」という。）及び一般社団法人広島県家畜畜産物衛生指導協会（以下「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸收合併存続法人、乙を吸收合併消滅法人として合併する。

2 吸收合併存続法人及び吸收合併消滅法人の名称及び住所は次のとおりである。

（甲） 吸收合併存続法人

名称 一般社団法人広島県畜産協会

住所 広島県広島市中区大手町四丁目 7-3

（乙） 吸收合併消滅法人

名称 一般社団法人広島県家畜畜産物衛生指導協会

住所 広島県広島市南区丹那町 4-2

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じて必要があるときは、甲及び乙は協議の上、これを変更することが出来る。

（法人財産の引継ぎ）

第3条 乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを継承する。

（善管注意義務）

第4条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ甲及び乙は協議のうえ、これを行う。

（職員の処遇）

第5条 甲は、効力発生日において、乙の職員を甲の職員として引継ぎ雇用する。ただし、勤務年数については、乙における年数を通算する。

(合併条件の変更等)

第6条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他事由により、甲及び乙の財産もしくは事業運営に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することが出来る。

(本契約に定めのない事項)

第7条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを進める。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年8月24日

(甲) 広島県広島市中区大手町四丁目7-3

一般社団法人広島県畜産協会

会長理事 水永 祐治



(乙) 広島県広島市南区丹那町4-2

一般社団法人広島県家畜畜産物衛生指導協会

会長 奥田 稔

